甲佐町移住支援金交付要項

（趣旨）

第１条　この要項は、甲佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、甲佐町内への移住定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から甲佐町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとする。

支援金の交付については、甲佐町補助金等交付規則（平成18年甲佐町規則第4号）（以下「規則」という。）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給対象者は、第１号に定める要件を満たす者のうち、第２号又は第３号の要件を満たす就業又は起業をした者とする。

（１）　２人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ａ　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京23区に在住していたこと。

ｂ　住民票を移す直前に、連続して５年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す３か月前の時点において、連続して５年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して５年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　この要項の施行日以降に甲佐町に転入したこと。

ｂ　支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

c　甲佐町に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

　　　　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ｂ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ｃ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、熊本県（以下「県」という。）において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

ｄ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

エ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（２人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。

ｂ　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ｃ　その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　次に掲げる就業に関する要件の全てに該当すること。

ア　勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して３か月以上在職していること。

ａ　官公庁、並びに独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している法人でないこと。

ｂ　資本金10億円以上の法人でないこと。

ｃ　みなし大企業でないこと。

ｄ　本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。

ｅ　雇用保険の適用事業主であること。

ｆ　「熊本県ＵＩＪターン就職支援センター」へ登録している法人であること。

ｇ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

ｈ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（３）　１年以内に熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に規定する県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　（１）　２人以上の世帯の移住者　１，０００千円

　（２）　単身の移住者　６００千円

（支援金の交付申請）

第４条　支援金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（請求書）（様式第１号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請年度の２月末日までに町長に提出しなければならない。

（１）　全ての申請者

　　　ア　写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

　　　イ　移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間（移住直前５年分）を確認できる書類）

　　　ウ　支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（２）　東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者（次号に定める者を除く）

　　ア　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（３）　東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主

　　ア　法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）

　　イ　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（４）　２人以上の世帯の移住者

　ア　移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（５）　支援金（就業の場合）の申請者

　　ア　就業先企業等の就業証明書（様式第２号）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

（６）　支援金（起業の場合）の申請者

　　ア　起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の支給）

第５条　町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第３号）を交付し、支援金を支給するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第６条　申請者が補助金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式第４号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第７条　町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書（再交付）（様式第５号）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第８条　町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第９条　町長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、町長が認めた場合はこの限りでない。

（１）　次のアからエまでに該当する場合　全額

　　ア　虚偽の申請等をしたことが判明した場合

　　イ　支援金の申請日から３年未満で甲佐町から転出した場合

　　ウ　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　エ　要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２）　支援金の申請日から３年以上５年以内に甲佐町から転出した場合　半額

（雑則）

第１０条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

１　この要項は、令和元年（２０１９年）１０月１６日から施行する。

２　この要項は、令和４年（２０２２年）３月３１日をもって、その効力を失う。